

定 款

2022年7月1日改定

株式会社サイトリ細胞研究所

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社サイトリ細胞研究所と称し、英文では Cytori Cell Research Institute, Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- (1) 他の会社または外国会社の株式、持分、またはこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配および管理
- (2) 当該会社等に対する、助言その他の経営指導
- (3) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介並びに斡旋
- (4) 不動産・動産のリース業務
- (5) 経営コンサルティング業務
- (6) その他適法な商業
- (7) 前各号の業務に附帯または関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は2,800万株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (株式取扱規則)

当社の株主の権利行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則によるものとする。

第12条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿等に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

第13条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。

2. 当社の株主総会は、東京都内で開催する。

第14条 (招集権者および議長)

株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。

第15条 (基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

- 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（取締役の員数）

- ① 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。
- ② 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

- 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

第 21 条（取締役の任期）

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 補欠または増員のため選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
 5. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 22 条（代表取締役）

取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第 23 条（役付取締役）

取締役会はその決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役相談役各1名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 24 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役が招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従って、他の取締役が、これにあたる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

- 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第 29 条（取締役の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 30 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 31 条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 32 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 計 算

第 34 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 35 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、株主総会の決議によって毎年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

第 36 条（中間配当）

当会社は毎年9月30日を会社法第454条第5項の規定による中間配当（以下、「中間配当」という）の基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第 37 条（剰余金の配当金の除斥期間）

剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

（附則）

（監査等委員会設置会社移行前の監査役の実任免除に関する経過措置）

第 1 条

平成30年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の監査役（監査役であったものを含む。以下本条において同じ。）の行為に関する会社法第423条第1項の実任免除に、同法第427条第1項に基づいて監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。

（参考書類等のインターネット開示等に関する経過措置）

第 3 条

変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

- 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 本附則第3条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。